

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する御意見募集の結果について

令和3年6月30日
厚生労働省年金局
事業企画課
事業管理課

標記については、令和3年4月14日（水）から令和3年5月13日（木）まで御意見を募集したところ、24件の御意見（取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜整理集約して掲載しています。）をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と、御意見に対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

なお、今回の意見募集の対象である本省令案に対する御意見ではないもの（3件）につきましては、個別に回答いたしません。今後の施策の参考とさせていただきます。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

通番	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	(1)	<p>通知書等の提出でなくても、基礎年金番号の提供（事業主への通知）があれば、それを行政側で個人番号と紐付けることが可能であり、事業主に対して、基礎年金番号のみの提供で良いのではないか。</p> <p>個人番号の提供については、単に番号を通知するだけで良いにもかかわらず、基礎年金番号の場合はそうではない、というのは理解し難い。</p> <p>仮に通知書等の提出を特段求めるのであれば、番号の通知だけでは駄目な理由について示し、再度意見募集を行っていただきたい。</p> <p>今回の意見募集の内容では、上記のとおり通知書等の提出についての必要不可欠性・必要性が見当たらないので、反対である。</p> <p>基礎年金番号の通知のみによってではなく、被保険者となる者は個人番号を把握できるようになっていると思うが、そうであれば、基礎年金番号の通知の際に通知書等を提出しなければならない理由を見いだせない。</p>	<p>事業主が日本年金機構に対し、資格取得の届出を行う際、当該届出には被保険者となる者の基礎年金番号又はマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する個人番号を指す。以下同じ。）を記載する必要があります。</p> <p>記載に当たっては、健康保険被保険者証の不正取得を防止するため、基礎年金番号で資格取得を行う者については、当該者の基礎年金番号を確認するため「基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号がわかる書類」の提出を求め、マイナンバーで資格取得を行う者については、番号利用法に基づき、本人が事業主にマイナンバーを提示する際は、本人確認措置としてマイナンバーカード及び身分確認書類の提示を求めています（マイナンバーを提示する場合は現在も同様の対応を行っています）。</p> <p>このように、資格取得の届出に、基礎年金番号又はマイナンバーを記載する場合のいずれにおいても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号又はマイナンバーが正しい番号であるか ・基礎年金番号又はマイナンバーの提供を行う者が当該番号の正当な持ち主であるか <p>を確認するため、それぞれ対応する書類を提出いただく取扱いとすることとしています。</p>
2	(1)	<p>「通知書等」の中に住民票の写しや健康保険・国民健康保険の被保険者証、税証明書等が含まれるというのであれば、反対ではない。</p>	<p>「通知書等」とは、基礎年金番号が記載されている書類を指しており、健康保険や国民健康保険の被保険者証等には基礎年金番号が記載されていないため、これまでと同様、当該書類は事業</p>

			主に提出する書類には含まれません。
3	(1)	<p>適切な氏名変更が行われていることの確認の 手続及びその結果について事業主への年金事務 所等からの通知の手続があるべきと考えるが、通 知書の提出がなくても事務に支障が無いのであ れば、特段に反対ではない。</p> <p>しかし、氏名変更の申出の後には、通知書等 には変更後の氏名での記載が行わなければなら ないと考えるし（公的書類にもなるものであるか ら、そうすべきである）、被保険者側の要望が あるのであれば、変更後の氏名が記載された通知 書の返付が行われるようにすべきと考える。</p>	<p>被保険者の氏名変更に係る情報については、 平成30年3月よりマイナンバーの利用が開始さ れ、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いてい る被保険者については、住民基本台帳ネットワ ークシステム（以下「J-LIS」という。）への照会 により日本年金機構において被保険者の氏名変 更の事実を把握することが可能となりました。</p> <p>このため、日本年金機構は、J-LISから定期的 に取得する異動情報に基づき、被保険者の氏名 変更の処理を行うため、事業主から変更後の氏 名を記載した基礎年金番号通知書の提出を行っ ていただかなくても、事務に特段の支障はあり ません。</p> <p>また、基礎年金番号通知書は、本人に基礎年 金番号をお知らせすることに特化した役割を担 うこととしていますので、国民年金手帳と異なり、 変更後の氏名を記載する欄は設けない予定です。</p> <p>このため、事業主が変更後の氏名を基礎年 金番号通知書に記載するという事務は想定されな いこととなります。</p> <p>なお、氏名変更を行った際は基礎年金番号通 知書の再交付の申請を行うことができるよう措 置する予定でありますので、変更後の氏名が記 載された基礎年金番号通知書の交付を希望す る方については、再交付の申請をしていただくこ ととなります。</p>
4	(1) (2) (4)	<p>遠隔の場合は身分証明書類としての通知書の 使い方をするとそのようになるかもしれないが、 他の身分証でも良いはずであると考え。</p> <p>数ある身分証の中で、厚生年金関係等の事務に においては、通知書も用いることができるという形 の方が良いのではないかと。</p> <p>だが、当該者の基礎年金番号が確認できる身分 証を提出させるということについては反対では ない。</p>	<p>日本年金機構では、被保険者の年金の加入記 録等を基礎年金番号又はマイナンバーにより管 理しており、また、基礎年金番号やマイナンバー により本人特定を行い、各種給付事務等の手続 きを行っていますので、老齢基礎年金の裁定請 求等の際に、請求書等に記載されている基礎年 金番号が正しいかを確認するため、「基礎年金番 号通知書その他の基礎年金番号がわかる書類」 の提出を求めることとしています。</p>
5	(1)	<p>「通知書」は、基礎年金番号通知書を指してい ると思われるが、これは厚生年金保険の処理で はなく国民年金（基礎年金）の手続において行わ れるのが適切であるはずと考える。</p> <p>もし、厚生年金保険の処理で通知書を交付した いのであれば、厚生年金保険に関係した通知書 の交付が行われるのが適切と考える。（そして、そ のような通知書の存在は、不適切とはならないも のではあるはずである。）</p> <p>国民年金の手続と厚生年金保険の手続につい て、混同・混合を発生させるような手続としない でいただきたい。</p> <p>国民年金保険の事務は国民年金の事務におい て、厚生年金保険の事務は厚生年金保険の事務で 行うようにされたい（国民年金の事務が厚生年 金保険でなされる、というのは不適切であるの で、きっちり区別をするようにされたい。）。</p> <p>なお、通知書について、「厚生年金保険初回加入 通知書」のような、厚生年金保険に関する書類と</p>	<p>転職や退職等で加入する制度が厚生年金から 国民年金等に変更されたとしても、生涯にわた る加入記録を1つの番号（基礎年金番号）とし てまとめて管理することで、年金相談や年金の裁 定手続をより早く、確実に行うことができるよ う平成9年に「基礎年金番号」が導入されまし た。</p> <p>このような趣旨に鑑みると、基礎年金番号通 知書についても、国民年金・厚生年金保険の被 保険者種別を問わず、同一の形式により通知す ることが妥当と考えています。</p> <p>また、初めて厚生年金保険の被保険者とな った者については、現状も、国民年金の被保険 者として同一の形式の国民年金手帳を送付して おり、令和4年4月以降についても、従前と同 様に国民年金・厚生年金保険の被保険者種別 を問わず、同一の形式の基礎年金番号通知書 を送付します。</p>

		なっているのであれば、特段の反対は無い。	
6	(1)	国年則の改正と同様に、厚生年金保険法施行規則においても、通知書の作成及び交付に係る事務については、日本年金機構に委託を行えるとしておくのが適切と考える。	御指摘を踏まえ、厚生年金保険法施行規則においても、基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務については、日本年金機構に委託することとしました。
7	(2)	特段反対ではない。ただし、行政機関等は、必要な事務においては、基礎年金番号を用いて住民票情報が取得できるようにしておく必要があると考える。	日本年金機構においては、基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者については、J-LIS への照会により氏名変更や住所変更情報を把握しています。
8	(2)	通知書の再交付については、その記録が都度保存され、被保険者本人がその照会を行えるようにしておくべきと考える。	基礎年金番号通知書の再交付を行った記録については、国民年金手帳の交付記録と同様に、システムにより適切に管理を行い、被保険者本人から記録の照会があれば、都度対応する予定です。
9	(2)	通知書について、滅失・毀損のあった通知書は無効化が可能であるとよいのではないかと考える。	基礎年金番号通知書は、本人に基礎年金番号をお知らせすることに特化した役割を担うものであり、仮に基礎年金番号通知書を毀損した場合でも基礎年金番号等が認識できれば、基礎年金番号通知書の役割としては問題ないことから、省令上、基礎年金番号通知書を滅失・毀損した場合に、当該通知書は無効とする規定は置くこととしていません。
10	(3)	特段反対ではないが、それまでの履歴についての確認書類の様式について、定めておく必要があるのではないかと考える。	現に交付されている国民年金手帳については、年金関係手続の請求書等に添付する書類として引き続き使用可能です。なお、基礎年金番号通知書の様式については、施行までに適切に定めてまいります。
11	(5)	個人番号カード以外の手段（運転免許証等）もあるべきと考える。 また、住民票の写し等については、返却が行われるようにしておいた方がよいのではないかと考える。 個人番号カードは、その取得により、日本全国からの攻撃の機会が発生するようになる点で、セキュリティ的に問題性を抱えることになる面があるものであるが、これを取得しなくても、手続について大きな負担が発生しないようにしておくのが良いのではないかと考える。	雇用保険法施行規則第 71 条第 2 項の規定により、従来から運転免許証等の提示でも住民票の写し等は添えないことができるとしています。
12	(6)	滅失若しくは毀損又は氏名変更の場合以外でも、一度のみ被保険者本人の希望による交付を行うようにすべきと考える。	基礎年金番号の確認が必要となった際は、 ・ねんきんネットによる確認 ・年金事務所への来所による確認 ・国民年金保険料の口座振替申出書、納付書、領収書、年金証書等による確認 により把握することが可能であり、基礎年金番号通知書以外でも本人の基礎年金番号を確認する手段があるため、御指摘のような事由により基礎年金番号通知書の交付を行うことは想定しておりません。
13	(6)	手帳の交付・再交付についても、通知書の交付・再交付と同様に、その記録が都度行われ、被保険者本人がその照会を行えるようにしておくべきと考える。	基礎年金番号通知書の交付・再交付を行った記録については、システムにより適切に管理を行い、被保険者本人から記録の照会があれば、都度適切に対応させていただきます。
14	全般	年金手帳を廃止するに至った経緯を御教示いただきたい。	国民年金手帳については、従来、①保険料納付の領収の証明、②基礎年金番号の被保険者等への通知という機能を果たしていましたが、被保

			<p>険者の資格や保険料納付に関する情報はすでにシステムで管理がなされていることから、手帳という形で機能を果たす必要性がなくなってきております。</p> <p>こうした環境の変化に対応し、書類の簡素化や行政事務の効率化を図る観点から、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により国民年金手帳の作成及び交付等の規定を削除しました。</p>
15	全般	<p>手帳廃止後は、Web上のデータベースで加入履歴等の照会が可能となるのか。その場合、基礎年金番号以外にマイナンバーによる照会も可能となるのか。</p>	<p>日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供しております。</p> <p>当該サービスは、マイナンバーカードがあれば、マイナポータルからもアクセス可能となっております。</p>
16	全般	<p>国民年金手帳については、基礎年金番号を明らかにすることができる書類のほか、役所等の各種事務においては、本人であることを確認するための書類（本人確認書類）として使用している場合があるが、今回の国民年金手帳廃止以降も、既に交付されている国民年金手帳については、有効期限もないことから、これまでどおり本人確認書類として使用することとして差し支えないか。</p>	<p>既に交付されている国民年金手帳について、各制度の身分確認書類として用いることが可能かについては、各制度において判断いただくものと考えていますが、各制度を所管している関係省庁と連携し、既に国民年金手帳の交付を受けている者に不利益が生じないよう適切に対応してまいります。</p>
17	全般	<p>年金もマイナンバーと紐付けて、過去の支払い履歴、受給予定額がインターネットで確認できるようにしてほしい。</p>	<p>日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供しております。</p> <p>当該サービスは、マイナンバーカードがあれば、マイナポータルからもアクセス可能となっております。</p>